



よくある質問

① 支援を受けるには、どのような要件がありますか。

→ 企業立地支援条例の支援を受けるためには、猪名川町基本計画（4つの分野（補助対象要件参照））及び町が定める基本構想（第六次総合計画等）に該当するものです。

② 申請期限はありますか。

→ 事業所の工事着手3ヵ月前（又は貸借期間の3ヵ月前）にご申請ください。必ず、申請される前にご相談ください。

③ 各種奨励金の申請期間は。

→ 奨励金によって申請時期が異なります。雇用奨励金の場合は、下記のとおりです。その他担当課へお尋ねください。

例：令和3年8月1日に賃貸借契約にて操業を開始する事業所 基準日が令和3年8月1日となります。

指定業者への申請 ⇒ 賃貸借開始の3ヵ月前（令和3年5月1日）までに指定事業者の承認申請を行う。

奨励金の申請 ⇒ 承認後、操業から引き続き1年以上新規雇用されている常用従業員の数を算出し、指定様式にて申請。申請時期については、基準日から1年経過後の4月1日～5月31日の間（令和5年4月1日～5月31日）。3年度間適用とされるため、年度ごとにご申請ください。

奨励金の支払 ⇒ 交付申請から約1ヵ月で交付いたします。

④ 常用従業員の雇用契約の指定が、期間の定めのない労働契約なのか。

→ 企業立地支援条例は、町内に居住する者を長期で安定した雇用の創出を目的としております。なお、雇用契約が1年に満たないものは、対象外となっております。

⑤ 既に事業所を操業しているが、事業拡大により増設等した場合は、対象となるのか。

→ 対象となります。事業所の新設・移設・増設・賃借等を想定としております。

ご案内

猪名川町企業立地支援制度

～交流・活力をうみだすまちづくり～



自然と住宅都市が調和した住みよいまち 猪名川町

兵庫県と大阪府の県境、近畿地方のほぼ中央に位置する猪名川町。都市近郊にありながら、豊かな自然があり、四季の変化を感じられる人口3万人のまちです。また、新名神高速道路川西インターチェンジが近接したところがあり、大阪・神戸・京都はもとより、西日本から東日本までカバーできる優れた交通利便性を有しています。



猪名川町
Inagawa town

《お問合せ》

猪名川町 地域振興部 産業労働課

TEL：072-767-6253 FAX：072-767-7220

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 第2庁舎2階

E-mail：sangyorodo@town.inagawa.lg.jp



猪名川町 地域振興部 産業労働課

優れた交通アクセス

充実した人材確保支援、 豊かな環境を守り活かすまち

～大阪・神戸近郊、西日本から東日本まで広域からの
アクセスが可能。企業だけでなく、従業員にも支援～

充実の立地支援制度

人材確保支援、設備投資支援など、猪名川町では多方面から企業をサポートしています。

補助対象要件

● 対象事業 次のいずれかに該当する事業

- 1) 地域未来投資促進法に基づく猪名川町基本計画に規定する地域の特性及びその活用戦略に合致する事業
 - ① 猪名川町の金属製品製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
 - ② 猪名川町のしいたけや自然薯、そば等の農業資源を活用した農林業分野
 - ③ 猪名川町の道の駅いながわ、大野アルプスランド等の観光資源を活用した観光・文化・まちづくり分野
 - ④ 猪名川町の新名神高速道路等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

2) その他町の基本構想に合致するものであり、かつ、公益が見込める事業

● 対象地域 町内全域

● 申請条件 次の全てに該当する事業者

- 1) 事業所を新設・移設・増設を実施した事業者
- 2) 投下固定資産総額が 1億円以上（中小企業者の場合にあつては5,000万円以上） であること。
賃借の場合は、5,000万円以上（中小企業者の場合にあつては3,000万円以上） であること。
※但し、3) に規定する常用従業員*数が2を乗じて得た人数を満たす場合は、該当を要しないとする。
- 3) 常用従業員*が 10人以上（中小企業者の場合にあつては5人以上） であること。

補 則 ※常用従業員…雇用保険法第4条1項に規定する被保険者として、期間の定めのない労働契約
※転入常用従業員…常用従業員であつて、操業開始の日6カ月前以降に、町外から町内に転入した者
※一般地区…産業拠点地区*以外の本町行政区域
※産業拠点地区…猪名川町産業拠点地区地区区計画（平成26年8月18日猪名川町告示第81号）の区域

設備投資支援

● 一般地区*において、事業所を新設・移設・増設等する指定事業者に対し、下記に該当する奨励金を交付いたします。

制度名	制度内容	適用期間
事業所立地促進奨励金	事業所を設置するために新規に用地を取得した場合、「固定資産課税台帳に登録された価格」の5%の範囲内を交付	—
事業所設置奨励金	投下固定資産のうち、土地、家屋、構築物に対して課する各年度の固定資産税を基準として算定した額の範囲内を交付	3年度

人材確保支援

● 事業所が操業を開始した日から1年を経過した日を含む年度から3年度間に下記に該当する奨励金を交付いたします。

企業奨励金

制度名	制度内容	適用期間	奨励金限度額
雇用奨励金	申請日以降、各年度に町内に居住する者を新規の常用従業員*として雇用した場合、 <u>一人につき10万円</u>	3年度	各年度1,000万円
転入促進奨励金	申請日以降、各年度の転入常用従業員一人につき10万円	3年度	限度額なし (従業員一人に対し1回限り)

従業員奨励金

制度名	制度内容	適用期間	奨励金限度額
転入奨励金	転入常用従業員*が町内で住居を購入し、5年以上継続して居住する意思がある場合、 <u>50万円</u> 。賃貸住居に居住した場合、 <u>10万円</u> 。	3年度	限度額なし (従業員1人に対し1回限り) ※1戸の住居につき1人のみ

企業立地支援制度申請フロー

